

グローバル投資パフォーマンス基準準拠の検証に関する実務指針

平成18年 6 月15日
改正 平成23年 6 月 7 日
日本公認会計士協会

< 目 次 >

はじめに	1
検証業務の位置付け	2
本指針における用語の定義	3
検証の目的及び範囲並びに検証者の責任	4
検証業務の実施の前提	5
検証計画の立案	5
パフォーマンス測定に関する内部統制の検証手続	6
GIPS基準の検証の必須手続	6
サンプルポートフォリオの選定	11
検証調書	11
専門家の業務の利用	11
他の検証者の検証結果の利用	11
経営者の記述書	11
検証者の報告書	13
経営者による確認書	14
広告	15
適用	16
【文例1】	17
【文例2】	19
【文例3】	22

はじめに

1. 公益社団法人日本証券アナリスト協会（SAAJ）は、資産運用業務を営む会社が、既存顧客及び見込顧客に対して自社の運用パフォーマンスを提示する際の共通基準として、平成11年6月、「日本証券アナリスト協会投資パフォーマンス基準（SAAJ Investment Performance Standards）」（以下「SAAJ-IPS」という。）を制定した。このSAAJ-IPSは、制定当初から「グローバル投資パフォーマンス基準（Global Investment Performance Standards）」（以下「GIPS基準」という。）をコア基準としてすべて含んでいた。

その後、GIPSを所管する投資パフォーマンス協議会（Investment Performance Council、事務局はCFA協会 - 以下「IPC」という。）が制定したガイドラインに基づき、SAAJは、日本版GIPS基準（Japanese Version of GIPS）としてSAAJ-IPSを再編、改訂し、平成14年6月には、“Country Version of GIPS (CVG)”（GIPS基準をコアとし、これにその国固有の最小限の基準を付け加えて当該国の基準とするもの）としての認証をIPCから得た。

2. さらに、IPCは、平成17年2月にGIPS基準を整備、改訂するとともに、CVG方式を廃止し、各国において英語版のGIPS基準又はこれを当該国の言語に翻訳した“Translation of GIPS”のいずれかを採用する方式に改めた。これに対応し、SAAJは、GIPS基準を日本語に翻訳した「グローバル投資パフォーマンス基準（日本語版）」を採択し、平成18年1月1日付けで発効させた。これにより、SAAJ-IPSは廃止された。

平成18年にIPCに替わって、GIPS基準を所管する最高意思決定機関としてGIPS Executive Committee（事務局CFA協会）が新たに設立され、平成22年1月29日に、同CommitteeによりGIPS基準が改訂された（GIPS2010年版）。GIPS2010年版は平成23年1月1日から発効し、同日以降の期間に係るパフォーマンスを含むコンポジット資料の提示は同改訂版に準拠して実施されなければならない。

3. GIPS基準は、GIPS基準への準拠を表明する会社がコンポジット構築に係るGIPS基準のすべての必須基準に会社全体として準拠し、かつGIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し提示するよう会社の方針及び手続が設計されていることについて、独立した第三者である検証者による検証を受けることを強く勧奨しており、第IV章「検証」において、その目的や最低限実施すべき手続を規定している。
4. 本指針は、監査法人又は公認会計士（以下「監査法人等」という。）が、GIPS基準第IV章「検証」に基づいて同基準準拠の検証を行う際に拠り所となる検証の基準についての整理を行うとともに、検証の目的と範囲、検証手続、及び検証報告書の作成等について留意すべき事項を実務指針として明らかにすることを目的とするものである。

検証業務の位置付け

5. 監査法人等が実施する検証は、検証報告書の利用者に対して結論に関する何らかの保証を提供する業務（保証業務）と位置付けられる。

我が国においては、保証業務に関しては、当協会の監査・保証実務委員会から平成21年7月1日付けで監査・保証実務委員会研究報告第20号「公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告」（以下「研究報告」という。）が公表されている。

本指針では、研究報告を参考として、GIPS基準準拠における検証業務の概念整理を行うこととする。

6. 研究報告では、保証業務を構成する要素に関する要件に適合であることが求められている。

以下では、GIPS基準準拠の検証業務が当該要件を満たすか否かに関連して「業務実施者」、「主題に責任を負う者」、「想定利用者」、「主題」、「主題情報」及び「主題を評価又は測定するための規準」（以下「規準」という。）について整理を行う。

7. まず、第一に保証業務に関わる当事者として「業務実施者」、「主題に責任を負う者」及び「想定利用者」が存在することが求められている。

GIPS基準の準拠主体である「会社」の「経営者」、「既存顧客又は見込顧客」、「検証者」は研究報告の「主題に責任を負う者」、「想定利用者」、「業務実施者」にそれぞれ対応しているものと考えられる。

8. 次に、「主題」と「主題情報」が存在していることが求められている。

研究報告では「主題」は識別可能であり、一定の規準に基づいて首尾一貫した評価又は測定を行うことができるものとされている。

GIPS基準においては検証の目的として「会社が、コンポジット構築に関するGIPS基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠していること」及び「会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されていること」を確かめることが挙げられている。これらはGIPS基準準拠の検証業務における「主題」であると考えられる。

本指針においては、GIPS基準準拠の検証が対象としている会社の方針と手続を内部統制（以下「パフォーマンス測定に関する内部統制」という。）として捉え、単なる計算、提示のための基準や業務ではなく、GIPS基準に準拠したパフォーマンスの計算、提示を可能とするような統制が経営者によって整備され、かつ、有効に運用されていることが必要と考えている。

また、研究報告では、「主題情報」は「一定の規準によって主題を評価又は測定した結果を表明する情報」とされている。

本指針では、経営者の記述書を「主題情報」と位置付け、GIPS基準への準拠表明を行う会社の経営者は、会社がコンポジット構築に関するGIPS基準のすべてに会社全体として準拠し、また、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し提示するよ

う方針と手続を設計し、かつ整備していることについてレビュー等を行い、その結果を経営者の記述書に記載することを前提としている。

9. さらに保証業務の要素として、「規準」の存在が求められている。

本指針において、主題情報とは経営者の記述書であるため、検証者は、経営者の記述書が一定の規準に従って、正しく作成されていることを確かめることが必要である。

GIPS基準はパフォーマンスの計算、提示のための基準であると同時に、GIPS基準に準拠していることを保証するための管理体制の要件も記載しており、GIPS基準第I章0.A.5では準拠のための会社の方針及び手続の文書化が必要とされており、また、GIPS基準序論「準拠」では準拠状況を点検する社内手続の定期的実施及び投資パフォーマンス・プロセスの全過程における十分な内部統制の実施が強く推奨されている。したがって、GIPS基準そのものがGIPS基準準拠の検証業務における「規準」を含んでいると考えられる。

本指針における用語の定義

10. 「会社」とは、GIPS基準の準拠主体である資産運用会社であり、法的企業体としての会社のみならず企業内の独立した資産運用部門も一定の要件に該当する場合には会社と定義される。具体的にはGIPS基準第V章「用語集」の「会社」、「独立した事業主体」において定義されている。
11. 「経営者」とは、GIPS基準への準拠の表明主体である会社の経営者であり、資産運用業務の執行に係る最終責任者をいう。
12. 「経営者による確認書」とは、パフォーマンス報告の作成責任は会社経営者にあり、かつ、会社が検証者に対し必要な情報をすべて開示した旨等を記載した文書であり、検証業務完了時に、会社経営者が検証者に宛てて発行する書面をいう。
13. 「顧客」とは、資産運用会社の既存顧客及び見込顧客をいう。
14. 「検証」とは、GIPS基準への準拠を表明する会社が、コンポジット構築に関するGIPS基準の必須基準のすべてに会社全体として準拠しているかどうか及び会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されているかどうかを確かめるために独立した第三者が行う保証業務をいう。
15. 「検証手続」とは、検証者が実施する手続である。なお、GIPS基準第IV章「検証」には、必須手続が定められている（第33項参照）。
16. 「コンポジット」とは、類似の投資マンドート、投資目的又は投資戦略に従って運用される1つ以上のポートフォリオを1つに集めたものをいう。
17. 「準拠提示資料」とは、GIPS基準により必須とされるすべての情報を含むコンポジット提示資料で、追加情報又は補足情報を含むこともある。
18. 「公正価値」とは、十分な知識と思慮に基づいて行動する自発的な当事者間で行わ

れる独立した立場での現在の取引において、ある投資対象が交換されるであろう価格をいう。具体的には、GIPS基準第Ⅱ章「GIPS評価原則」において定義されている。

19. 「評価階層」とは、前項に規定された「公正価値」の測定に当たって、使用されるインプットに優先順位付けすることをいう。GIPS基準では、第Ⅱ章「GIPS評価原則」の「C. 評価の勧奨事項」において以下の5つの階層が規定されている。

- a. 同一の投資対象について測定日における活発な市場での客観的かつ観察可能な調整前の公表価格
- b. 活発な市場での類似の投資対象に関する客観的かつ観察可能な公表価格
- c. 活発ではない市場における、同一又は類似の投資対象の公表価格
- d. 投資対象について、公表価格以外の、観察可能な市場に基づくインプット
- e. 測定日に市場が活発ではない場合における、投資対象の主観的で観察不可能なインプット

検証の目的及び範囲並びに検証者の責任

20. 検証の目的は、会社がコンポジット構築に関するGIPS基準の必須基準のすべてに会社全体として準拠しているかどうか及び会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示できるように設計されているかどうかを確かめることにある。この目的を達成するため、検証者は、検証手続を通じて、意見を表明するに足る合理的基礎として、十分かつ適切な証拠を入手する必要がある。したがって、一般に検証手続においては、会社の作成した文書及び規程を査閲するだけでは不十分であり、会社の方針と手続が、実際に業務に適用されていることを確かめる必要があることに留意しなければならない。

21. GIPS基準は、会社が運用する資産の投資パフォーマンス提示及び報告に対して適用される基準であり、会社の他の事業や業務を対象とするものではない。したがって、検証者による検証手続も会社の他の事業や業務に拡大して適用されるものではない。

22. 検証者が実施する検証手続は前項に述べた範囲にとどまるため、本指針においては対象としていない詳細な検査を実施しない限り、検証者は個々のポートフォリオやコンポジットの純資産額やその変動に関する意見表明を行うことはできない。

23. 適用するGIPS基準のすべてに準拠してコンポジットのパフォーマンスを測定し、準拠提示資料を提示する責任は、会社の経営者にあり、検証者は、主題情報に対する保証業務として、自ら実施した検証手続及び報告に対する責任を有している。したがって、検証者はいかなる投資パフォーマンス、又は経営者から表明されていない事項を発見することについて責任を負うものではない。

24. 検証者による検証対象範囲は、会社の過去の運用に関わる投資パフォーマンスであるため、検証者による検証は、会社の将来の運用成果について、何ら保証を与え

るものではない。

25. 検証者は、検証業務を受託する場合、検証業務（保証業務）における責任を明確にするため、契約の目的と内容（検証報告書を発行できない場合を含む。）及び検証者の責任の範囲等を契約書で明確にするものとする。

検証業務の実施の前提

26. 研究報告には、監査法人等が保証業務を実施するに当たって、充足しなければならない前提条件が述べられており、GIPS基準準拠の検証業務においても当然に充足させる必要がある。

(1) 専門的能力と実務経験

検証者の専門的能力と実務経験は、保証業務を行う場合、主題に重要な影響を与える事実、取引及び実務等を理解するために、必要不可欠のものである。検証者は、CFA協会及びGIPS Executive Committeeが公表する最新情報、ガイダンス・ステートメント、解釈、Q&A及び説明を含めたGIPS基準の必須事項及び勧奨事項の内容を理解しなければならない。

(2) 独立性

独立性は、GIPS基準準拠の検証業務において検証者が独立の第三者であることが要求されていることから分かるように重要な要件である。

当該項目については、GIPS Executive Committeeから「検証者の独立性に関するガイダンス・ステートメント」が公表されているので、参照されたい。

ただし、当該ガイダンス・ステートメントは監査法人等以外を検証者とすることも想定していることから、一般に、監査法人等が保持しなければならない独立性に比して緩やかである。したがって、監査法人等がGIPS基準準拠の検証業務を行う場合には、少なくとも、研究報告に記載されている独立性要件を保持すべきである。

なお、GIPS基準準拠に係る助言業務等は、本指針にいうGIPS基準準拠の検証業務とは異なることに留意するとともに、独立性の阻害要因とならないよう慎重に判断しなければならない。

(3) 品質管理体制

品質管理体制については、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書第32号「監査業務における品質管理」を参考にされたい。

検証計画の立案

27. 検証者は、GIPS基準準拠の検証に当たっては、GIPS基準第IV章B.1「検証実施前の手続」で要求されている事項を考慮し、研究報告を参考に、検証計画を立案し、文

書化しなければならない。検証手続を決定するに際しては、GIPS基準のみならず、CFA協会及びGIPS Executive Committeeが公表する最新情報、報告書、ガイダンス・ステートメント、解釈、Q&A及び説明等を斟酌する必要がある。検証者はパフォーマンスに影響を及ぼすリスクの程度に応じて、十分な検証手続を検証計画段階から考慮する必要がある。例えば、ポートフォリオにデリバティブが組入れられている場合や不動産、プライベート・エクイティを投資対象とするポートフォリオがある場合にはポートフォリオの選定等十分留意する必要がある。

パフォーマンス測定に関する内部統制の検証手続

28. 検証業務を実施するに当たっては、保証業務の要件である「十分かつ適切な証拠」を入手し、意見を表明するための合理的基礎を得なければならない。このため、検証者は、第8項に記載した検証の二つの目的を達成するために、パフォーマンス測定に関する内部統制の検証を行う必要がある。
29. 会社のパフォーマンス測定に関する内部統制の検証は、監査基準委員会報告書第29号「企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価」及び同報告書第30号「評価したリスクに対応する監査人の手続」等を参考に行わなければならない。
30. 検証者は、会社及びその方針と手続について十分に理解した上で、パフォーマンス測定に関する内部統制についての資料を入手し、必要に応じて担当者への質問、関係書類の閲覧、業務の観察又は再実施等を行うことによりパフォーマンス測定に関する内部統制が実際に適用されていることを確かめる。なお、パフォーマンス測定以外の受託業務に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」が入手可能である場合には、その利用が会社の理解に部分的に有効であることも考えられるため、当該報告書が直接パフォーマンス測定に関する内部統制に関して記述したものではないことに十分留意しながら、その利用を検討する。
31. 検証者がパフォーマンス測定に関する内部統制を検証するに当たっては、会社がコンポジットの構築、運用資産の評価、パフォーマンスの計算方法に関して、承認された規定、方針及び手続に関するマニュアル等を整備していることを確認する。

GIPS基準の検証の必須手続

32. 検証者は、検証を行うに当たって、GIPS基準に準拠し、準拠を維持するために採用している方針と手続の写しを入手し、適用される方針と手続のすべてが適切に規定され、かつ十分に文書化されていることを確かめなければならない。
33. GIPS基準では、第IV章B.2「検証手続」において、以下のような手続を実施することを要求している。なお、検証者は、GIPS基準準拠の検証においては、パフォーマンス測定に関する内部統制を検証することに留意して、手続を実施する必要がある。

る。

a. 準拠の基本条件：検証者は、次の事項を確かめるために十分な手続を実施しなければならない。

- i. 会社が現在及び過去を通じて適切に定義されていること
- ii. 会社がGIPS基準に準拠してコンポジットを定義し、維持していること
- iii. 会社の運用実績のあるフィーを課す投資一任ポートフォリオがすべて、少なくとも1つのコンポジットに含まれていること
- iv. 会社の定める投資一任の定義が、全期間を通じて一貫して適用されていること
- v. 恒常的に、すべてのポートフォリオが該当するコンポジットに組み入れられており、またあるコンポジットに属すべきポートフォリオが当該コンポジットから除外されていないこと
- vi. 顧客資産が実在し、顧客に所有権があることを確認するための会社の方針及び手続が適切であり、一貫して適用されていること
- vii. コンポジットのベンチマークが、コンポジットの投資マンドート、投資目的、又は投資戦略を反映していること
- viii. コンポジットの構築及び維持に関する会社の方針と手続が、一貫して適用されていること
- ix. 会社のコンポジットの概略一覧表がすべてを網羅していること
- x. 会社の運用総資産が適切に計算され、開示されていること

b. ポートフォリオの投資一任性の判断：検証者は、会社の全ポートフォリオの一覧表を入手しなければならない。検証者は、この一覧表からポートフォリオを選定し、ポートフォリオの運用契約書及び／又は投資ガイドライン及び投資一任の有無を判定するための会社の方針と手続を参照して、会社がポートフォリオの投資一任又は非一任の分類を適切に行っているかを確かめるための十分な手続を実施しなければならない。

c. ポートフォリオのコンポジットへの割当：検証者は、検証対象期間の全コンポジットについて、開設（新規・既存とも）及び閉鎖された全ポートフォリオの一覧表を入手しなければならない。検証者は、これら一覧表からポートフォリオを選定し、次の事項を確かめるために十分な手続を実施しなければならない。

- i. コンポジットへの組み入れが、会社の方針と手続に従って適時に行われていること
- ii. コンポジットからの除外が、会社の方針と手続に従って適時に行われていること
- iii. ポートフォリオの運用契約書、投資ガイドライン、ポートフォリオ概要、及び／又はその他適切な文書に示されている、ポートフォリオの投資マンドート、

投資目的、又は投資戦略が、コンポジットの定義と整合していること

iv. ポートフォリオが完全かつ正確にコンポジットに組み入れられていること

本事項は次の双方から確かめるものとする。

a. 選定したポートフォリオに関してポートフォリオの運用契約書及び／又は投資ガイドラインからコンポジットまで。

b. 選定したポートフォリオに関してコンポジットからポートフォリオの運用契約書及び／又は投資ガイドラインまで。

v. 同一の投資マンドート、投資目的、又は投資戦略を有するポートフォリオが同じコンポジットに属していること

vi. コンポジット間の移管が、ポートフォリオの投資マンドート、投資目的、又は投資戦略の変更に関する記録もしくはコンポジットの再定義に照らし、適切であり整合していること

d. データのレビュー：検証者は、以下の事項の取り扱いが会社の方針と整合していることを確かめるため、選定したポートフォリオについて十分な手続を実施しなければならない。

i. ポートフォリオの資金流入の区分（例えば、受取、支払、配当、利子、報酬、税金、等）

ii. 収入、利子及び配当の発生と受取に関する会計処理

iii. 税金、税金の還付金、未払税金に関する会計処理

iv. 買付、売却、及びその他のポジションの発生と消滅の認識に関する会計処理

v. デリバティブを含む投資に関する会計処理及び評価方法

e. パフォーマンス測定計算：検証者は、検証が特定のコンポジット・リターンの正確な計算と提示について保証（assurance）を行うものではないことを認識したうえで、会社が会社の方針及び手続に従ってパフォーマンスを計算し提示していることを確かめなければならない。検証者は、以下の手続を実施しなければならない。

i. ポートフォリオのサンプルについてリターンを再計算し、GIPS基準で必須とされるリターン計算方法が使用されていること、また、会社の方針及び手続に従って計算が行われていることを確かめる。さらに、検証者は、フィー及び費用がGIPS基準及び会社の方針と手続に従って処理されていることを確かめなければならない。

ii. コンポジット及びベンチマークの計算についてサンプルを抽出し、必要な数値データすべて（例えば、リスク指標、内部的散らばり）の正確性を確かめる。

iii. カスタム・ベンチマーク又は複数のベンチマークから合成したベンチマークが使用されている場合は、会社が使用するベンチマークのデータについてサンプルを抽出し、計算方法が正しく適用されており、使用データが準拠提示資料

におけるベンチマークに関する開示と整合していることを確かめる。

- f. 準拠提示資料：検証者は、パフォーマンス提示において、GIPS基準が必須とする情報及び開示のすべてが含まれていることを確かめるため、準拠提示資料のサンプルについて十分な手続を実施しなければならない。情報及び開示は、会社の記録、会社の方針と手続、及び検証者の手続の結果と整合していなければならない。

34. GIPS基準では、第Ⅳ章B. 2. a. vi. において検証の必須手続として、「顧客資産が実在し、顧客に所有権があることを確認するための会社の方針および手続が適切であり、一貫して適用されていること」を確かめるために十分な手続を実施することが求められている。ここでは、顧客資産が実在し、顧客に所有権があることを検証者が直接確かめることが求められているのではなく、それらを確かめるための適切な方針と手続が会社に存在し、かつ当該方針と手続が一貫して適用されていることを検証者が確かめる事が求められている。顧客資産が実在し、顧客に所有権があることを確認するための会社の方針と手続には、例えば、信託銀行報告書（カストディアン・ステートメント）や取引報告書を定期的又は随時に入手した上で適切な職務分掌、会社の記録との適時の照合、差異に対する分析、内部監査の実施等が含まれるが、これらに限定されないことに留意する。

また、検証者は、会社の方針や手続が適切に存在し、かつ一貫して適用されていることについて十分かつ適切な証拠を入手し心証を得なければならないが、顧客資産の実在性や所有権を絶対的に保証するものではないことに留意する。

35. GIPS基準では、第Ⅱ章「GIPS評価原則」において、公正価値及び評価階層の概念が取り入れられるとともに、第Ⅳ章B. 2. d. v. において、デリバティブを含む投資に関する会計処理及び評価方法の取扱いが会社の方針と手続に整合していることを確かめることが求められている。

検証者は、ポートフォリオの投資対象に関する文書化された会社の評価方針と手続、特に評価階層の定めなどが、GIPS基準第Ⅱ章「GIPS評価原則」その他の必須基準に準拠した評価が行えるように設計されていることを確かめる。なお、会社の評価階層とGIPS評価原則で勧奨される評価階層に差異がある場合は、その差異を会社が分析した上で、その重要性並びに開示の是非等を検討していることについても確かめる。

また、検証者は、選定したポートフォリオについて、会社の評価方針と手続どおりに評価が実施されていることを確かめる。特に、デリバティブを含む投資の場合には、重要性を考慮の上、プライシングに使用される評価モデル及び評価の前提条件等が合理的であり、検証対象期間を通じて一貫して適用されていることを確かめる。なお、検証者は、検証手続について、専門家の業務の利用を検討する必要がある、利用する場合には第44項に従う。

36. 検証者は不動産あるいはプライベート・エクイティを投資対象とするポートフォリオについて、評価に関する以下の手続を実施する。

(1) 不動産

不動産投資について、会社は、GIPS基準第Ⅱ章「GIPS評価原則」にある不動産の分析に関する追加的な必須事項の定めに従って、外部評価しなければならないとされている。検証者は、会社が「GIPS評価原則」に準拠して外部評価を行っていることを確かめる手続を実施する。

(2) プライベート・エクイティ

プライベート・エクイティ投資について、会社は、GIPS基準第Ⅱ章「GIPS評価原則」にあるプライベート・エクイティの評価に関する追加的な必須事項の定めに従って、投資対象の性質、事実、及び状況に基づき、当該投資対象に最も適合した評価方法を選択しなければならないとされている。検証者は、会社が上記に従い評価方法を選択していることを確かめる手続を実施する。

37. GIPS基準第Ⅱ章「GIPS評価原則」において、ポートフォリオ評価に関連する開示が求められている。検証者は、第33項fに規定される検証手続を実施するが、その際、特に、「準拠提示資料がGIPS基準の必須事項に抵触する法律および/または規制に従っているとき」、「主観的で観察不可能なインプットを使用して評価したポートフォリオの投資対象がコンポジットにおいて重要であるとき」及び「コンポジットの評価階層が第Ⅱ章のGIPS評価原則で勧奨される階層と大きく異なるとき」に、会社が十分な開示を行うための方針と手続を整備し、実際に適用していることを確かめる手続を実施する。

38. GIPS基準第Ⅰ章1. A. 1で要求されているように、GIPS基準の準拠表明を行う会社は、準拠提示資料に含まれるすべての事項の根拠となるデータ及び情報を、すべて確保し、保管する必要がある。検証者は会社の当該データ等の保管にかかる方針と手続が整備され、実際に適用されていることを確かめる必要がある。

39. パフォーマンス測定がコンピュータによる情報システムに依存している場合には、コンピュータによる情報システムの内部統制の状況の把握が必要となる。把握の方法は、IT委員会報告第3号「財務諸表監査における情報技術（IT）を利用した情報システムに関する重要な虚偽表示リスクの評価及び評価したリスクに対応する監査人の手続について」を参考とする必要がある。

40. GIPS基準に準拠していることを表明する際には、会社は、パフォーマンス測定に関する内部統制がGIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示できるよう設計し維持されていることを確かめることが求められる。この場合、会社のパフォーマンス測定に関する内部統制の有効性を確かめるためには、内部監査制度が整備、実施されていることが望ましい。内部監査制度が整備、実施されている場合、検証者は、監査基準委員会報告書第15号「内部監査の実施状況の理解とその利用」を参

考にして、内部監査の有効性の評価を行う。

サンプルポートフォリオの選定

41. 検証者は、通常、検証手続の実施に当たって、サンプリングの手法を用いて口座やポートフォリオ又はコンポジットを選定し検証手続を実施する。当該口座、ポートフォリオ又はコンポジットの選定に当たっては、監査基準委員会報告書第9号「試査」を参考にしてサンプリングを行わなければならない。
42. サンプル数の決定においては、会社のパフォーマンス測定に関する内部統制の整備状況、エラーの発生状況等を考慮すべきである。

検証調書

43. 検証者は、検証意見を裏付けるのに十分な情報を保持しなければならない。すなわち、自らの検証手続の計画から報告までの過程を、監査基準委員会報告書第36号「監査調書」を参考に検証調書として明瞭に記録しておかなければならない。その際には、自らが選定した試査の範囲の合理性についての記録を含める必要がある。

専門家の業務の利用

44. 検証者は、十分かつ適切な証拠を入手するため、外部の専門家の業務の利用をする場合がある。この場合においては、監査基準委員会報告書第14号「専門家の業務の利用」を参考に、検証者は専門家の業務を理解し、専門家の業務の結果を評価する必要がある。

他の検証者の検証結果の利用

45. 検証者が、他の検証者が行った検証結果に一部依拠して検証報告書を提出する場合には、監査基準委員会報告書第8号「他の監査人の監査結果の利用」に準拠し、他の検証者の信頼性及び独立性の検討を行い、また、同報告書で要求されている手続を実施しなければならない。また、検証者が、前任者の検証結果を利用して検証報告書を提出するに当たっては、監査基準委員会報告書第33号「監査人の交代」を参考に慎重に検討することが必要である。

経営者の記述書

46. 第8項で述べたとおり、会社の経営者は、経営者の記述書において、レビュー等を行った結果、会社がコンポジット構築に関するGIPS基準のすべてに会社全体として準拠し、また、会社の方針と手続がGIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し提示するよう設計されている旨を記載しなければならない。また、経営者は、それら及びそのための方針及び手続を整備し、一貫して適用することに責任を有してお

り、かつ、当該責任を認識し遂行している旨を表明しなくてはならない。

GIPS基準第Ⅰ章0.A.5においては、「会社は、GIPS基準に準拠し、かつ準拠を維持するために使用される、会社の方針および手続を、顧客資産の存在と所有権を確認するための施策を含めて、文書化しなければならない、かつその方針および手続を一貫して適用しなければならない。」旨が必須基準として規定されている。すなわち、ここでは、単に準拠するための方針や手続を定めるだけでなく、準拠が実際に維持されるための手続や方針を構築し、一貫して適用しなければならないことが要求されている。

加えて、GIPS基準序論「準拠」においては、当該基準への準拠表明を有効なものとするため、会社が、データ入力から準拠提示資料作成に至る投資パフォーマンス・プロセスの全過程において、準拠状況を点検する社内手続を定期的実施することが強く推奨されている。経営者の記述書の表明に当たっては、上記主題に係る当該点検及び業務管理の手続の実施が必須である。これらの点検及び業務管理の手続は、その他の方針及び手続と同様に文書化されていることが必要である。

経営者は、経営者の記述書を表明する前提として、パフォーマンス測定に関する内部統制が、上記GIPS基準の規定に従い構築されかつ有効に機能していることについて、自らレビューする等により、確かめなければならない。

47. GIPS基準準拠に関する経営者の記述書において、記載されるべき事項は以下の項目である。経営者は、当該項目を簡潔明瞭に記載し、作成の年月日を付して署名又は記名捺印しなければならない。

(1) 経営者の表明

- ① 経営者が表明を行うに当たって適用した基準（GIPS基準）
- ② GIPS基準への準拠表明を行う主体としての「会社」の定義
- ③ 表明の対象期間
- ④ 表明対象期間について、会社全体としてGIPS基準に準拠していた旨
- ⑤ 表明を行うに当たって、会社の方針と手続がGIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し提示できるよう整備され、運用されていたかをレビューした旨
- ⑥ 二つの主題が達成されている旨
- ⑦ 上記表明のために整備されている、GIPS基準に合致する具体的な準拠の方針のうち主要なもの

(2) 責任に関する事項

- ① 会社がGIPS基準の必須基準及び採用される勧奨基準のすべてに会社全体として準拠し、かつ、準拠を維持するための方針と手続を設計、整備する責任は経営者にある旨
- ② 会社が構築した方針及び手続を一貫して適用することの責任は経営者にある旨

なお、GIPS基準準拠に関する経営者の記述書の文例を【文例1】に示している。

検証者の報告書

48. 検証者の報告書には、以下の事項を簡潔明瞭に記載しなければならない。

(1) 表題

(2) 日付

検証者の報告書の日付は、検証業務終了の日とする。

(3) 宛先

宛先は、原則として取締役会とする。

(4) 検証業務を実施した監査法人名等並びに検証業務責任者の資格及び氏名

検証業務を実施した監査法人等の検証業務責任者が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

(5) 検証業務の目的、検証対象及び検証対象の期間

① 検証業務の目的は、GIPS基準準拠に関する経営者の記述書に対して意見を述べることであること

② 検証対象は、経営者の記述書の主題に対する表明であること

③ 検証対象の期間

(6) 検証対象に関する基準

(7) 検証業務の実施基準（本指針）

(8) 検証者及び会社の経営者の責任

(9) 実施した手続の概要

(10) 実施した手続の結果、経営者の記述書は、以下の事項に関するすべての重要な点において、適正に記載されている旨の意見

① 会社が、コンポジット構築に関するGIPS基準の必須基準のすべてに会社全体として準拠していること

② 会社の方針と手続が、経営者の記述書に記載された方針に基づき、かつ、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されていること

(11) 検証業務固有の限界

(12) 利用制限

(13) 公認会計士法第25条第2項（同法第34条の12第3項において準用する場合を含む。）の規定に準じる利害関係の明示

なお、検証者の報告書の文例を【文例2】に示している。

49. 前項の報告書は、通常、会社の経営者が利用すること及び会社の顧客に対する情報提供のために利用することのみを目的として作成される。このため、この報告書においては、その利用に関する制限を記載する。

50. 実施した手続の結果、会社がコンポジット構築に関するGIPS基準の必須基準のす

べてに会社全体として準拠していないと認められる場合又は会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されていないと認められる場合には、その理由を付して検証報告書を発行できない旨を記載した書面を会社に提出する。

51. 検証の重要な手続が実施されなかったことなどの理由により、意見を表明するために必要な証拠が得られなかった場合には、その理由を付して検証報告書を発行できない旨を記載した書面を会社に提出する。
52. 第50項、第51項における書面には、会社は当該書面をもってGIPS基準への準拠表明について検証を受けた旨を表明することはできない旨を記載しなければならない。
53. 検証者の検証対象期間の末日から検証報告書発行日までの間に、検証対象とした経営者の記述書が記述の対象としているパフォーマンス報告に何らかの影響を及ぼす可能性のある事象が発生している場合には、検証者は、当該事象が当該パフォーマンス報告に与える影響の大きさと可能性の程度を検討しなければならない。その結果、当該事象が重要な影響を与え、意見を表明できないと判断した場合には、その旨の書面を提出するものとする。

経営者による確認書

54. 検証者は、検証意見表明に先立ち、検証実施期間中に会社から提示を受けた資料及びその他の説明について、会社の経営者から確認書を入手しなければならない。経営者から入手すべき確認書の記載事項については、監査基準委員会報告書第3号「経営者による確認書」及びGIPS基準を参考にするものとするが、少なくとも以下の事項を記載するよう求めなければならない。

- (1) GIPS基準に準拠して準拠提示資料を作成、配布し、GIPS基準への準拠を維持する責任は、経営者にある旨
- (2) GIPS基準への準拠を達成し維持するための方針と手続を、適切に文書化している旨
- (3) GIPS基準への準拠を達成し維持するための方針と手続は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間にわたって一貫して適用されている旨
- (4) 準拠提示資料は、GIPS基準に準拠して会社のパフォーマンスを公正に正しく開示している旨
- (5) 虚偽の若しくは誤解を生じさせるパフォーマンスやパフォーマンス関連情報の故意の開示は行っていない旨
- (6) 会社は、パフォーマンスの計算及び開示に関連するその他すべての法令・規則を遵守している旨
- (7) 投資パフォーマンスの基礎となる口座記録に適切に記録されていない重要な

取引がない旨

(8) 不正を防止・発見し、GIPS基準に準拠して投資パフォーマンスを適正に提示するために、内部統制を構築し、維持する責任は経営者にあることを承知している旨

(9) 以下の者が関与するGIPS基準準拠に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関する情報が存在する場合、当該情報を検証者に示した旨

① 経営者

② 内部統制において重要な役割を担っている従業員

③ GIPS基準準拠に重要な影響を及ぼす可能性がある場合には、上記以外の者

(10) 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手したGIPS基準準拠に影響する不正の申立て又は不正の疑いに関する情報を検証者に示した旨

(11) GIPS基準準拠に重要な影響を与える違法行為はない旨

(12) 検証の実施に必要なすべての資料を検証者に提供した旨

(13) 規制当局からの通告・指導等でGIPS基準準拠に重要な影響を与える事項はない旨

(14) GIPS基準準拠に重要な影響をもたらすような契約諸条項はすべて遵守している旨

(15) 実在性に疑義のある資産及び顧客口座はない旨

(16) 確認書の日付までにパフォーマンス報告に重要な影響を及ぼす事象は発生していない旨

(17) 公正価値による評価方針がGIPS評価原則に準拠している旨

(18) その他、経営者の意思や判断に依存している重要な事項

その他の確認事項には、例えば、以下に関する陳述が含まれる。

- ・ 採用する評価階層とGIPS評価原則の勧奨基準に規定された評価階層との間における重要な差異の有無についての経営者の見解
- ・ コンポジットに組み入れるポートフォリオの最低資産額やコンポジットから除外する際の重大なキャッシュ・フローの定義などコンポジット構築の方針に関する経営者の見解

なお、経営者による確認書の文例を【文例3】に示している。

広告

55. 会社は、GIPS基準第Ⅲ章「GIPS広告ガイドライン」に準拠して様々な広告媒体によりパフォーマンス結果及びGIPS基準への準拠表明を提示することが想定される。当該広告において検証についての言及がなされる場合は、検証者は、検証手続及びその過程における判断に重大な瑕疵がない限り、当該検証に言及した広告をもとに顧客が為した投資意思決定により将来生じるいかなる損害に対しても、責任を負わ

ない旨を確かめる必要がある。また、検証者は、事前に会社から開示内容について提示を受け、事実と異なる開示が行われないことを確認すべきである。

56. 第50項、第51項及び第53項における書面を提出した場合は、会社はパフォーマンス結果及びGIPS基準への準拠表明に関する広告において、検証を受けた等検証に関する一切の言及を行ってはならない。検証者は、その旨を会社に説明するとともに、広告内容を事前に確認すべきである。

57. 検証に関する広告での言及に関する責任の限定及び広告内容の事前提示については、その旨を契約書等に明記すべきである。

適用

58. 本指針は、平成18年6月15日から適用する。

59. 「業種別委員会報告第36号「グローバル投資パフォーマンス基準準拠の検証に関する実務指針」の改正について」（平成23年6月7日）は、平成23年6月7日から適用する。

【文例 1】

GIPS基準準拠に関する経営者の記述書

平成×年×月×日

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 印

〇〇担当取締役 〇〇〇〇 印

1. 経営者の表明

私どもは、〇〇〇〇株式会社（注）を「会社」として定義し、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、会社全体としてグローバル投資パフォーマンス基準（以下「GIPS基準」という。）に準拠していることを表明する。

また、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間における会社の方針と手続がGIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し提示できるよう整備、運用されていたかをレビューした結果、当該会社の経営者として以下のことを表明する。

会社は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、コンポジット構築に関するGIPS基準の必須基準のすべてに会社全体として準拠している。

会社は、平成×年×月×日現在において、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し提示するよう方針と手続を設計している。

会社は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において適用されるGIPS基準の必須基準及び採用される勧奨基準のすべてに準拠し、かつ、準拠を維持するために使用される、方針及び手続を文書化している。文書化された方針は以下の項目を含んでいる。

- (1) 会社の適切な定義
- (2) GIPS基準に準拠したコンポジットの定義及び維持
- (3) 運用実績のあるフィーを課す投資一任ポートフォリオをすべて、少なくとも1つのコンポジットに含めること
- (4) 投資一任の定義及び一貫した適用
- (5) 恒常的に、すべてのポートフォリオが該当するコンポジットに組み入れられており、また、あるコンポジットに属すべきポートフォリオが当該コンポジットから除外されないこと
- (6) 顧客資産が実在し、顧客に所有権があることを確認すること
- (7) コンポジットのベンチマークが、コンポジットの投資マンドート、投資目的、又は投資戦略を反映していること

- (8) コンポジットの構築及び維持
- (9) コンポジットの概略一覧表がすべてを網羅していること
- (10) 会社の運用総資産額が適切に計算され、開示されること

2. 責任に関する事項

私どもは、会社の経営者として、以下のことに対して責任を有している。

- (1) 会社がGIPS基準の必須基準及び採用される勧奨基準のすべてに会社全体として準拠し、かつ、準拠を維持するための方針及び手続を設計、整備すること
- (2) 会社が構築した方針及び手続を一貫して適用すること

以 上

(注) GIPS基準準拠を表明する主体の実態に即して具体的な記述とする。例えば、「〇〇〇〇株式会社の〇〇部門」等とする。

【文例 2】

独立した監査法人（注 1）の検証報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇株式会社
取締役会 御中

〇〇〇〇監査法人

代表社員 公認会計士 〇〇〇〇 印
社員 公認会計士 〇〇〇〇 印
(注 2)

1. 検証手続の対象及び実施した手続の概要（注 3）

当監査法人（注 4）は、本報告書に添付された〇〇〇〇株式会社（注 5）（以下「会社」という。）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間のグローバル投資パフォーマンス基準（以下「GIPS基準」という。）への準拠に関する「経営者の記述書」に記載されている、(1)会社が、コンポジット構築に関するGIPS基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠していること、(2)会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されていることについてGIPS基準第IV章「検証」に定められている検証の必須手続を実施した。

この検証手続を実施するに当たっては、当監査法人（注 4）は、GIPS基準及び業種別委員会実務指針第36号「グローバル投資パフォーマンス基準準拠の検証に関する実務指針」（平成×年×月×日 日本公認会計士協会）に準拠している。

なお、GIPS基準は、会社の投資パフォーマンスの提示及び計算手続に対してのみ適用されるものであり、会社（注 6）の他の事業や業務に対して拡大して適用されるものではない。

また、当監査法人（注 4）の実施した手続は、会社が行う特定のコンポジットに対する投資パフォーマンスのリターン計算や提示を対象とした詳細な調査、特定の顧客口座若しくはコンポジットに関する取引のテスト、及び個々のポートフォリオ又はコンポジットの純資産残高及びその変動に対する調査を行うものではない。

したがって、当監査法人（注 4）は、いかなる特定のコンポジットの準拠提示資料に対しても意見表明は行わない。また、パフォーマンス計算のために使用されたシステムに関して当監査法人（注 4）が実施した手続は、GIPS基準に基づく入力データ及び計算方法に関する必須基準に適合するように方針と手続が設計されているかどうかを対象としており、これらの方針と手続に関して詳細なテストは実施していない。

2. 責任に関する事項

経営者の記述書の作成責任は、会社の経営者にある。経営者は、適用されるGIPS基準のすべてに準拠してコンポジットのパフォーマンスを測定し、準拠提示資料を提示する責任を有している。会社はGIPS基準の必須基準及び採用される勧奨基準のすべてに会社全体として準拠し、かつ、準拠を維持するための方針及び手続を設計、整備し、当該方針及び手続を一貫して適用していなければならない、当該事項は経営者が責任を負うべきものである。

当監査法人（注4）は、上記の手続を実施し、会社が平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間における準拠提示資料の作成に当たり、GIPS基準のコンポジット構築に関する必須基準のすべてに会社全体として準拠し、かつ、会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し提示するよう設計されていた旨を含む経営者の記述書について、独立の立場から意見を表明し、これを会社（注6）に報告する責任を負う。

3. 実施した手続の結果

上記の手続の結果、当監査法人（注4）は、経営者の記述書は、以下の事項に関するすべての重要な点において、適正に記載されているものと認める。

- (1) 平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間について、会社が、コンポジット構築に関するGIPS基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠していた。
- (2) 平成×年×月×日現在において会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されていた。

4. 検証業務固有の限界

当監査法人（注4）が行った検証は、サンプリングの適用、内部統制の限界等の理由により検証業務固有の限界がある。また、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間のみを対象として実施したものであり、本報告書はそれ以外のいかなる期間に対して何らの結論の報告をするものではない。

5. 利用制限

本報告書は、会社の経営者が利用すること及び会社の顧客に対する情報提供のために利用することのみを意図して作成されており、当監査法人（注4）はこれらの顧客に対し何ら責任又は義務を負うものではない。

6. 利害関係

会社（注6）と当監査法人又は代表社員・社員（注4）との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 検証者が公認会計士の場合は、「独立した公認会計士」とする。

(注2) 検証者が公認会計士の場合は、以下とする。

〇〇〇〇公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 印

〇〇〇〇公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 印

(注3) 特定のプロセス及び手続が、会社がGIPS基準に準拠するに当たり、当該期間のパフォーマンス報告について、遡及的に適用されたものである場合には、実施した手続の概要に「なお、特定のプロセス及び手続は、必ずしもパフォーマンスを提示した過去の全期間にわたって当初から適用されていたものではなく、会社がGIPS基準に準拠するに当たり、当該期間のパフォーマンス報告について遡及的に適用されたものである。」を加える。

(注4) 検証者が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

(注5) GIPS基準準拠を表明する主体の実態に即して具体的な記述とする。例えば、「〇〇〇〇株式会社の〇〇部門」等とする。

(注6) GIPS基準準拠を表明する主体の実態を法人格とは別途に定義した場合は、「〇〇〇〇株式会社」とする。

【文例 3】

平成×年×月×日

〇〇〇〇監査法人

代表社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿
社 員 公認会計士 〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇
(署名又は記名捺印)

〇〇担当取締役 〇〇〇〇
(署名又は記名捺印)

〇〇〇〇株式会社（以下「会社」という。）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間のグローバル投資パフォーマンス基準（以下「GIPS基準」という。）への準拠に関する「経営者の記述書」に記載されている、(1) 会社が、コンポジット構築に関するGIPS基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠していること、(2) 会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するように設計されていることについてのGIPS基準第IV章「検証」に関連して、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認いたします。また、会社が適用されるGIPS基準の必須基準のすべてに会社全体として準拠して準拠提示資料を作成し、投資パフォーマンスを適正に提示する責任は、経営者にあることを承知しております。

記

1. GIPS基準に準拠して準拠提示資料を作成、配布し、GIPS基準への準拠を維持する責任は、経営者にあることを承知しております。
2. GIPS基準への準拠を達成し維持するための方針と手続は、適切に文書化しております。
3. GIPS基準への準拠を達成し維持するための方針と手続は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間にわたって一貫して適用されております。
4. 準拠提示資料は、GIPS基準に準拠して会社のパフォーマンスを公正に正しく開示しております。
5. 虚偽の又は誤解を生じさせるパフォーマンスやパフォーマンス関連情報の故意の開示は行っておりません。

6. 会社は、パフォーマンスの計算及び開示に関連するその他すべての法令・規則を遵守しております。
7. 投資パフォーマンスの基礎となる口座記録に適切に記録していない重要な取引はありません。
8. 不正を防止・発見し、GIPS基準に準拠して投資パフォーマンスを適正に提示するために、内部統制を構築し、維持する責任は経営者にあることを承知しております。
9. GIPS基準準拠に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の情報はありせん。
 - (1) 経営者による不正又は不正の疑い
 - (2) 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い
 - (3) 上記以外の者によるGIPS基準準拠に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い
10. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手したGIPS基準準拠に影響する不正の申立て又は不正の疑いに関する情報はありせん。
11. GIPS基準準拠に重要な影響を与える違法行為はありません。
12. 貴殿から要請のあった検証に必要な資料は、すべて貴殿に提供いたしました。
13. 規制当局からの通告・指導等でGIPS基準準拠に重要な影響を与える事項はありません。
14. GIPS基準準拠に重要な影響をもたらすような契約諸条項は、すべて遵守しております。
15. 実在性に疑義のある資産及び顧客口座はありません。
16. この確認書の日付までにパフォーマンス報告に重要な影響を及ぼす事象は、発生していません。
17. 公正価値による評価方針はGIPS評価原則に準拠しております。
18. (その他……………) (注1)

以 上

(注1) その他の確認事項

上記の経営者確認書の記載例で示されている事項以外に、監査人が経営者確認書において確認を求める必要があると判断した事項については、各会社の個別の状況が反映できるように具体的に記載する必要がある。

以 上